

8. 第4次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画

安心して子育てと仕事が両立できる
“さが”を目指して

平成14年(2002年)11月に母子及び寡婦福祉法の改正が行われ、ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭および寡婦)に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされました。

佐賀県ではひとり親家庭等の自立を促進するための支援策を総合的、計画的に展開するために、平成17年(2005年)3月に「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定(第2次計画:平成22年(2010年)3月策定、第3次計画:平成28年(2016年)3月策定)しました。

国において、新たな母子家庭等施策に係る基本方針(令和2年(2020年)3月)が定められたこと、また、第3次計画が令和2年(2020年)度に計画期間の最終年度を迎えたことから、引き続き、総合的な事業展開を図るために、令和3年(2021年)度以降の新たな計画として「第4次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。



(1) 基本理念

ひとり親家庭等が 自立し安定した生活を営み
安心して子育てができる環境づくりを目指します

(2) 基本方針

- 子育て・生活支援
- 就業支援
- 養育費の確保支援
- 経済的支援

(3) 計画の期間

令和3年(2021年)度～令和6年(2024年)度

(4) 県、市町等の連携と相談機能、情報提供の充実

佐賀県・ひとり親家庭サポートセンター

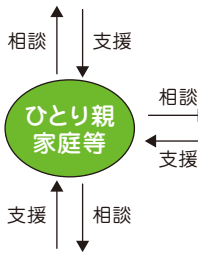
- 就業・自立支援センター事業
- 養育費確保のための広報・啓発
- 各種施策の推進
 - 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
 - 児童扶養手当の支給
 - ひとり親の資格取得支援
 - 日常生活支援事業
 - ひとり親家庭生活支援事業
 - 学習支援ボランティア事業
 - 在宅就業支援 等
- 母子・父子自立支援員等による相談・助言
- 「ひとり親家庭のしおり」等による各種制度の周知 等
- 相談機能の強化
- 情報提供の充実

情報提供・連絡調整



市

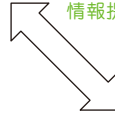
- 各種施策の推進
 - 児童扶養手当の支給
 - ひとり親の資格取得支援
 - 医療費助成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 母子生活支援施設による支援 等
- 母子・父子自立支援員による相談・助言 等



町

- 各種施策の推進
 - 医療費助成事業
 - 子育て短期支援事業

情報提供・連絡調整



国等

- 佐賀労働局
ハローワーク
 - 各種施策の推進
 - 職業相談・職業紹介事業
 - 特定求職者雇用開発助成金
 - トライアル雇用事業 等
- 母子父子福祉団体 等
 - 就業相談事業
 - 各種研修事業 等
- 民生委員、児童委員
 - 相談・助言 等

情報提供・連絡調整

